

< アジア太平洋戦争韓国人 高裁  
犠牲者補償請求事件 > (2003, 7, 22 判決)

第4 当裁判所の判断

1 本件の背景事情及び控訴人らでないしその関係者各自についての事実経過についての判断

(一) 本件の背景事情の概略について

(1) 本件の背景事情のうち争いのない事実と証拠(甲71ないし75, 証人菊池英昭)によれば, 次の事実が認められる。

ア 明治38年(1905年)11月17日の「日韓協約」(第2次日韓協約, 乙巳条約)の締結によって, 日本国は, 当時の「大韓帝国」の外交権を掌握し, 明治43年(1910年)8月22日の「韓国併合ニ關スル条約」の締結によって, 「大韓帝国」を併合し, 朝鮮半島を日本国の領土に加え, その統治下に置いた。

イ 昭和10年代になると, 日本国は, 朝鮮半島内において, 皇国臣民化政策を推進し, 日本風の姓名を名乗らせる創氏改名を行うこと(昭和14年)なども行った。

ウ 日本国は, 戦争の遂行に必要な兵員を確保するため, 昭和13年(1938年)4月3日, 陸軍特別志願兵令の施行により, 戸籍法の適用を受けない者についても志願兵制度を実施し, 朝鮮半島において志願者を募集した。次いで, 昭和17年(1942年)5月8日の閣議で朝鮮における徴兵制実施の準備が決定され, 昭和18年(1943年)これを内容とする改正兵役法が公布, 施行され, 昭和19年(1944年)以降朝鮮において徴兵が実施された。

エ さらに, 日本国は, 戦時下における労働力不足を補うため, 昭和14年(1939年)9月以降, 朝鮮から日本内地へ労働動員をし, 多数の朝鮮人が強制的に連行された。右労働動員の形態は, 自由募集による動員(昭和14年9月から昭和17年まで), 官斡旋・隊組織による動員(昭和17年2月から昭和19年8月まで), 国民徴用令による動員(昭和19年9月以降)であった。

(2) 本件の背景事情のうち争いのない事実と証拠(甲1, 3ないし5, 48の3, 68, 証人吉見義明)によれば, 次の事実が認められる。

ア 旧日本軍においては, 昭和7年(1932年)のいわゆる上海事変の後ころから, 醜業を目的とする軍事慰安所(以下単に「慰安所」という。)が設置され, そのころから終戦時まで, 長期に, かつ広範な地域にわたり, 慰安所が設置され, 数多くの軍隊慰安婦が配置された。

当時の政府部内資料によれば, 各地における慰安所の開設の理由は, 旧日本軍占領地域内で旧日本軍人が住民に対し強姦などの不法な行為を行うことを防止し, これらの不法な行為によって反日感情が醸成されることを防止する必要性があることなどとされていた。

イ 軍隊慰安婦の募集は, 旧日本軍当局の要請を受けた経営者の依頼により, 斡旋業者がこれに当たっていたが, 戦争の拡大とともに軍隊慰安婦の確保の必要性が高まり, 業者らは甘言を弄し, あるいは詐欺脅迫により本人たちの意思に反して集めることが多く, さらに, 官憲がこれに加担するなどの事例も見られた。

戦地に移送された軍隊慰安婦の出身地は, 日本を除けば, 朝鮮半島出身者が大きな比重を占めていた。

ウ 旧日本軍は, 業者と軍隊慰安婦の輸送について, 特別に軍属に準じて渡航許可を与え, また, 日本国政府は軍隊慰安婦に身分証明書の発給を行っていた。

エ 慰安所の多くは, 旧日本軍の開設許可の下に民間業者により経営されていたが, 一部地域においては旧日本軍により直接経営されていた例もあった。民間業者の経営については, 旧日本軍が慰安所の施設を整備したり, 慰安所の利用時間, 利用料金, 利用に際しての注意事項等を定めた慰安所規定を定め, 軍医による衛生管理が行われるなど, 旧日本軍による慰安所の設置, 運営, 維持及び管理への直接関与があった。

また, 軍隊慰安婦は, 戦地では常時旧日本軍の管理下に置かれ, 旧日本軍とともに行動させられた。

オ 戦線の拡大の後, 敗走という混乱した状況の下で, 旧日本軍がともに行動していた軍隊慰安婦を現地に置き去りにした事例もあった。

(二) 控訴人ら各自の事実経過について

控訴人らと被控訴人との間において争いがない事実を証拠（各控訴人ごとに末尾に掲記）及び弁論の全趣旨を併せると次の事実が認められる。

(1) 軍人軍属関係の控訴人ら

ア 控訴人朴七封（創氏名橋本七封）は、大正13年7月12日、全羅南道高興郡高興面において生まれた。昭和16年11月ころ関東軍補充馬部隊軍属の募集に応じて満州に渡り、陸軍軍属として、関東軍第336部隊補充馬部隊に所属し、1年間の訓練の後、調教手として勤務した。昭和19年7月に軍属の契約した後、高興面から徴兵令状が送付されて同年9月に入隊し、陸軍歩兵第140連隊に所属して従軍したりした後、昭和20年3月ころ台湾・基隆に上陸して第10方面軍台湾防衛司令部隷下に入り、終戦当時階級は陸軍上等兵であった（甲11の1ないし5、控訴人朴七封）。

イ 控訴人金泰仙の父金炳國（創氏名金川秀雄）は、大正13年10月23日、慶尚北道善山郡高牙面槐坪洞210番地において生まれた。昭和19年3月に梁永福と結婚し、その間に控訴人金泰仙が出生した。昭和19年3月ころ徴兵され、訓練を受けた後、同年9月中旬ころ京城龍山で入隊した。その後、金炳國は、陸軍独立歩兵第517大隊に所属し、昭和20年9月18日、中国長沙地方において戦病死した。階級は陸軍上等兵であった（甲14の1、2、3ないし7の各1・2・9・1.1、控訴人金泰仙）。

ウ 控訴人趙鍾萬（創氏名漢陽鍾萬）は、大正11年1月25日、忠清南道唐津郡牛江面において生まれた。昭和16年9月ころ、海軍軍属として採用され、トラック島における第4海軍建築部に所属して衛生係として各工事現場を回り、怪我人の応急措置をする仕事に従事した。昭和18年5月ころ、命令によりいったん帰国することになったが、途中、トラック島とパラオ島間の海上で乗船した輸送船が潜水艦の魚雷攻撃を受けて沈没したため、左下腿部貫通創や左手に怪我を負いながら漂流し続けた後、駆逐艦に救助された。その後横須賀海軍病院で約42日間入院治

療を受け、昭和18年6月終わりのころ、帰郷した。なお、前記の傷害のため、現在でも後遺症が残り、左手がよく動かず、長時間立っていることもできない（甲15の1ないし4、控訴人趙鍾萬）。

エ 控訴人襄在鳳（創氏名山本在鳳）は、大正13年2月1日、慶尚北道英陽郡首比面水下洞136番地において生まれた。昭和17年9月志願兵試験を受験して合格し、同年11月、京城府城東駅前にあった朝鮮総督府陸軍志願者第一訓練所に入所し、昭和18年5月同志願兵訓練所での訓練を修了した。同年9月ころ召集され、京城府所在の第30部隊（輜重兵第20部隊）に入隊して従軍した後、昭和19年6月ころには陸軍歩兵第106連隊に所属して昭和19年9月ころからは旧日本軍の戦勢が悪化していたビルマに駐屯して部隊長の身の回りの世話をするなどした。昭和20年7月ころ、メーカーラ飛行場において、軍人として勤務中、英国軍の空襲により右手などに重傷を受け、右手第二指の機能を失う後遺障害を残した。階級は陸軍1等兵であった。日本の敗戦後、英国軍の捕虜となり、1年間キャンプに收容され、荷役作業などに従事し、昭和21年4月7日現地復員した（甲16の1・2）。

オ 控訴人金判永（創氏名金本判永）は、大正12年2月11日、全羅北道長水郡蟠岩面において生まれた。昭和16年特別志願兵に応募して選抜され、同年4月ころ志願兵訓練所に入所して4か月余りの訓練を修了した。昭和17年12月ころ召集されて陸軍独立自動車第61大隊に所属し、ビルマや中国雲南省等で自動車運転の任務等に就いたが、その間、アユチャンで英国軍の空襲で負傷し、上顎部及び下顎部門歯各2本を失い、ほかに難視、難聴の傷害を負った。昭和20年6月に階級は陸軍上等兵になって終戦を迎え、英国軍により、武装解除され、バンコクの收容所に約8か月間抑留されたが、昭和21年4月7日現地復員し、帰郷した（甲17の1・3・4、控訴人金判永）。

カ 控訴人丁起夏の父丁来鳳（創氏名西山嘉一）は、大正10年10月25日、全羅南道谷城郡谷城面において生まれた。昭和14年4月安鳳徳と婚姻し、その間

平良港付近で、沖に停泊した船から弾薬・糧秣などの荷物を陸揚げする作業に従事するなどした。昭和20年10月末ころ、アメリカの船で沖縄に行き、5か月間ほど捕虜収容所に収容された(甲40の7, 41の1ないし5, 控訴人徐正福)。

ヒ 控訴人韓永龍の父韓錫熙(創氏名韓山錫熙)は、大正5年12月1日、慶尚南道居昌郡馬利面で生まれた。昭和12年3月15日、慎半達と婚姻の申告をし、その間に控訴人韓永龍が出生した。昭和20年5月ころ、郡の知事名の徴用令書により海軍軍属(工員)として採用された後、青森県の大湊海軍施設部に配属され、飛行場の地下倉庫やトンネル掘りに従事した。韓錫熙は、終戦により浮島丸に乗船して大湊から釜山に向かう途中、昭和20年8月24日、舞鶴港において、浮島丸の沈没により死亡した(甲42の1ないし4, 6, 控訴人韓永龍)。

フ 控訴人金載鳳(創氏名金彦載鳳)は、大正12年7月29日、京畿道平澤郡梧城面において生まれた。昭和19年9月4日ころ、徴集されて龍山の陸軍第1983部隊に入隊し、まもなく東京・世田谷高射砲中隊に配属され、高射砲に弾丸を詰める作業を担当した。同年10月ころ、空襲時迎撃中、米軍機の機銃掃射によって右側膝部、右下腿部、左下腿部等に砲弾の破片を受け、入院加療約10か月以上の重傷を負い、大蔵陸軍病院に入院するなどして治療を受けた。手術の結果、左下腿部は治癒したものの、昭和20年9月に京城府の龍山陸軍病院への転医を指示され、京城へ赴いたが、同病院は既に撤収されていたため、十分な治療を受けられなかった。そのため、現在に至るまで、右側膝部に2個、右下腿部に1個の砲弾破片が残存し、歩行時、屈伸運動時に激しい疼痛があるため、労働に従事することは困難であり、日常生活にも支障をきたしている(甲12の1・2, 3の1・2, 4・5・8, 控訴人金載鳳)。

ヘ 第1審原告金惠淑の夫権奇泰は、大正13年8月19日、慶尚北道青松郡青松面において生まれた。昭和18年3月、金惠淑と結婚した。昭和20年3月24日ころ、徴集を受け、龍山79連隊22部隊に入隊し、南方派遣部隊に配属された。控訴人金惠淑は、同年4, 5月ころ、権奇泰から小倉陸軍病院に入院した旨の手紙

を受け取り、同年7月ころ、権奇泰からまもなく広島第1陸軍病院に転院する旨の手紙を、その後まもなく、権奇泰から広島に転院した旨の手紙をそれぞれ受け取ったが、それ以降、権奇泰からの手紙は届かず、何らの消息もなかった。金惠淑は、日本国厚生省援護局に権奇泰の軍歴及び消息を照会したが、平成4年4月9日付けで同局から再調査を行ったが手がかりが得られなかった旨の回答があった。昭和20年8月6日広島に原爆が投下され、多くの人命が失われた(この事実は当裁判所に顕著である。)(甲13の1・2, 3の1・2, 5, 控訴人金惠淑)。

なお、以上の事実によれば、権奇泰は、昭和20年8月6日の前に広島第1陸軍病院において死亡し、又は、同月6日の原爆の投下により、そのころ同病院において死亡したものと推認される。

第1審原告金惠淑は、平成12年9月10日に死亡し、その子である控訴人権昌俊が、第1審原告金惠淑を相続し、その権利義務を承継した(甲55, 弁論の全趣旨)。

## (2) 軍隊慰安婦関係の控訴人ら

ア 控訴人金蘭伊は、昭和2年3月15日、韓国の浦項郡で生まれた。昭和17年春ころ、帰宅する途中、釜山駅近くの路地で日本人と朝鮮人の男性2人に呼び止められ、「倉敷の軍服工場にお金を稼ぎに行かないか。」と言われ、承諾もしないうちに、船に押し寄せられてラバウルに連行された。現地の教会を仕切って作った慰安所に連れて行かれ、軍人と1日平均10人、多い時には15人を超える軍人と性行為を強要された。軍からは、性病予防と避妊と称してキニーネという丸薬が軍から毎日支給され、服用した。終戦を知らされないまま取り残されたが、昭和21年4月に帰国船により帰国した。その後、性病の再発、キニーネの大量服用による後遺症に悩まされた(甲70)。

イ 控訴人李貴分は、昭和元年、慶尚北道氷川郡で生まれ、その後、家族とともに蔚山に移った。昭和12年、戸外で遊んでいたところ、日本人と朝鮮人の男性に「お父さんが呼んでいる」と声をかけられ、騙されて連れて行かれた下宿屋に監禁

された後、彰化の慰安所に連れて行かれ、洗濯や使い走りをさせられたが、2か月ほどで逃げ出して警察に駆け込み、現地の警察の藤本部長の家に住み込んで女中をした。昭和17年、数え17歳の時、帰国する藤本部長に置き去りにされた上、軍人に連行されて彰化の慰安所に連れて行かれた後、高雄特攻隊の慰安所に移され、軍人と性行為を強要された。高雄の慰安所は、軍人用の施設であって民間人の立ち入りはなかった。慰安所にくる兵隊は、判子の押された票を持ってきていたが、慰安婦らは金を受け取ったこともなかった。日本の敗戦後、軍人たちに置き去りにされて台湾を放浪していたところ、帰国する連絡船関係者に発見され、帰国した（甲46の1, 2, 控訴人李貴分）。

ウ 控訴人盧清子は、大正9年ないし10年、忠清南道で生まれた。数え17歳の春、10人位の日本人の軍人に、手足をつかまれて捕らえられ、トラックと汽車を乗り継がされ、オオテサンの部隊の慰安所に連れて行かれた。慰安所では、性行為を強要され続けたが、一晩に30, 40人から時には50人もの軍人の相手をさせられた。また、軍人から、銃剣で左足の付け根を刺され重傷を負わされたが、その時の傷痕は、今でも消えていない。18歳の時に一度妊娠したが、墮胎手術をされ、1週間後に退院するとすぐに性行為を強要され、19歳の時には淋病に罹患し、激痛があったが、治療を受けている間も軍人の相手をさせられた。オオテサンの慰安所での生活が3年になろうとするころ、慰安所から逃げ出し、天津に行ったが、そこで日本人の軍人に捕まえられ、吉林の部隊の慰安所に連れて行かれてヨシムラという大尉の専属の慰安婦にさせられた。吉林に連れて行かれて5年後、戦争が終わり、帰国した。慰安所では、金銭が渡されることはなかった（甲47の2）。

エ 控訴人金田きみ子こと朴福順（以下「控訴人金田」という。）は、大正10年10月22日、東京で、朝鮮人の父と日本人の母との間で生まれ、生後すぐ父の故郷である慶尚北道に連れて行かれ、その後忠清南道に移った。昭和13年、数え17歳の時、「日本人の紹介するいい働き口がある」と聞いて行ったところ、日本人と朝鮮人に、美江から京城、天津を経て連れて行かれた棗強、石家荘、平原、滄

縣など中国各地の慰安所において、1日10ないし30人の軍人に性行為を強要された。慰安所での「身も心も非常に苦しい状態」の中で、アヘンを吸うようになり、アヘン中毒になり、昭和20年春、アヘン治療のために帰国した。その後、子宮の疾病（子宮膣上部切断術又は両側卵巣切除術を受けたもの）を煩ったことがある（甲49の1ないし3, 7, 11, 控訴人金田）。

オ 控訴人沈美子は、大正13年2月24日、黄海道延白郡で生まれた。控訴人沈美子は、昭和15年3月中旬（旧暦）、警察官によって、ささいなことを咎められて警察署に連行されて、拷問され、福岡と聞いている地に連れて行かれ、毎日何十人もの軍人に性行為を強要された。約2年後、神戸、大阪と聞いている地の各慰安所に移動した。慰安所で梅毒に罹患させられ子どもの産めない身体になった。また、慰安所では一度も金銭や軍票を与えられたことはなかった。終戦後、工場働いて旅費を貯め、昭和27年ころ、帰国した（甲50の1, 2）。

カ 控訴人金福善は、昭和元年2月20日、全羅南道康津郡で生まれた。昭和19年夏、日本人と朝鮮人が来て、「日本の工場に働きに行けば、1年もすれば嫁入り支度もできる。」と持ちかけられ、断わったものの、強制的にラングーンに連れて行かれ、慰安所に入れられ、平日で10から15人、休日で30から40人の軍人に性行為を強要された。昭和20年3月ころ、空爆を逃れるため、慰安所を移すことになった際、逃亡し、同年9月か10月ころ、帰国した（甲51の1ないし3, 控訴人金福善）。

### (三) 浮島丸の事故の経過について

証拠（乙51, 56, 58ないし74）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 日本国政府がポツダム宣言を受諾した後、日本本土に動員された朝鮮人軍属及び徴用工を帰還させるため、海軍当局は、昭和20年8月15日、各鎮守府、警備府に対し「戦争状態終結ニ伴ウ緊急措置」として「作業庁ノ徴用者ハナルベク速ヤカニ解備転業セシメル如ク措置スル」ことを指示し、更に海軍省は、同月20日、

その除斥期間の起算日は、1947年（昭和22年）8月15日から日韓請求権協定の署名の日である昭和40年6月22日までの間に日本国に居住したことがある韓国人の財産、権利及び利益に関する実体上の権利が消滅することなく存続することが確定した日韓請求権協定の発効日及び措置法の施行日である昭和40年12月18日であると認めるのが相当である。控訴人沈美子は、除斥期間の起算日である昭和40年12月18日から20年以上経過した後の平成4年4月13日に本訴を提起して損害賠償を求めたものであるところ、控訴人沈美子が取得した可能性がある損害賠償請求権は、既に本訴提起前の前記20年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅したことになる。

#### 第5 結論

以上によれば、控訴人らの本訴請求は理由がないのでいずれも棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 鬼 頭 季 郎

裁判官 納 谷 肇

裁判官 任 介 辰 哉